

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(牛久小学校区)

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
1	上町	1	【排水溝の蓋の整備について】 旧道は車の通行がかなり多く、その際には歩行者や自転車などは車との事故をさけるため、排水溝上を通行することがある。ところが排水溝の新しい蓋はほんの一部だけしか整備されていない。既設の蓋と道路面には段差があり、この上を歩行や自転車で通行するとガタガタと音がして、また躓きや自転車のタイヤが滑る等、通行上危険なことが想定される。以上のことから、歩行者や自転車運転の安全を確保するため、早急に新しい蓋への取り換えを行っていただきたい。□	旧道の側溝蓋につきましては、以前に国道6号から140m程度の区間において段差の特にひどい箇所 の改修工事を実施しております。 残りの部分につきましては、今後、計画を立てて修繕を行うよう検討してまいります が、段差の特にひどい箇所や蓋が破損している箇所などについては、緊急に対応させていただきます。	建設部	道路整備課
2	上町	2	【上町区民会館・第一消防団車庫付近道路の交通事故防止について】 上町区民会館・第一消防団車庫付近の道路は急カーブになっており、交通事故防止のため路面標示 やカーブミラー設置等は実施されているが、ところが旧道を走る自動車は減速しない場合も多くみ られ、非常に危険な状況になっている。事故防止のためには歩行者や正源寺下から来る自動車や区民 会館から道路にでる自動車等も注意が必要であるが、旧道を走る自動車のスピードの減速させること が最も効果があると思われることから、より減速を促す措置を検討し実施していただきたい。	速度抑制のための注意喚起の路面標示について、新規設置を検討いたします。 また、「スクールゾーン」の路面標示が薄くなっていたため、塗り直しを実施します。交通安全施設修繕 での対応とし、実施時期については、経費見積の上予算状況を勘案し、本年度もしくは来年度といたし ます。 以上の他に、地域の要望集約が可能であれば、牛久警察署に速度取締りの実施検討の要望をいたし ます。	市民部	地域安全課
3	上町	3	【野鳥(ムクドリ等)の飛来対応について】 ある時期になるとムクドリ等の野鳥が大量に飛来し、電線等に集まり、周辺道路や住宅地への糞害が 発生している。通行環境の悪化や衛生面への影響など、地域住民が困っている状況であり、何らかの 対策が必要と思われるが、可能な対策としてご助言や市としてご支援をお願いしたい。	ムクドリ等の野鳥の対策について、市としては鳥獣保護法により捕獲や殺処分などが行えず、根本的 な解決が難しいというのが現状です。 過去には駅前周辺の野鳥被害を防止するために、都市計画課において街路樹の剪定を行い、野鳥を 特定の場所に居座らせない措置を施すなどの対応を行っております。 また、野鳥が電線に群がる場合は、電線の所有(管理)者であるNTTや東京電力などに対応を申し入 れてまいります。 捕獲や殺処分ができない中で対応も限定されますが、実際に発生している事例につきましては、その 場にあった可能な対応を検討させていただきますので、ご相談いただきますようお願いいたします。	環境経済部	環境政策課
4	下町	1	【「市立公園設置要望意見」について】 下町行政区には行事開催ができる屋外施設がありません。現在毎朝実施しているラジオ体操・老人会 実施の「ペタンク」練習場所・防災訓練開催場所として使用している「下町ふれあい広場」については、 土地所有者は個人の所有であり、現在まで所有者のご厚意により無償使用とさせて頂いております。 所有者の意向としては土地を買い取って頂きたいという要望があります。現状無償使用させて頂いてい る場所を市の所有として公園に出来ないかの提案です。 公共のための公園施設として幅広い活用が出来ないか提案します。使用目的は公園として幅広く市民 の憩いの場とし、ラジオ体操としての使用、老人会の趣味の場所としての使用、さらには下町ふれあい 祭り会場としての使用、防災訓練の場所、震災時の一時避難場所指定など、幅広い公共利用目的に 市若しくは下町行政区管理として恒常的に使用できるようにしてほしいです。 この場所を、市と公園として管理、使用可能にできないでしょうか。 また、公園設置が難しいのであれば、市からの補助金活用による下町行政区との共同管理、補助金な どについて提案。検討してほしいです。	【都市計画課】 牛久市管理の公園は市内で147箇所あり、宅地開発により設置されたものや区画整理等で設置され たものなど規模や用途も様々な公園が点在しています。都市計画課では今後の管理を考慮し、公園の 集約化・再整備を検討し始めているところでもあり、用地買収を含めた新たな公園建設の予定は今現 在ございませんのでご了承ください。 【防災課】 現在下町行政区の第1次避難場所は下町区民会館を指定しておりますが、会館は現行の耐震基準に 適合する建物であり、風水害時の一時避難を考えても屋内である会館の方が適当であると考えており ます。 【市民活動課】 まず土地の管理についてですが、実際に利用されている行政区での管理をお願いしたいと思います。 次に補助金につきましては、現時点で対象となるものとして行政区運営費補助金がございますが、今後 はさらに協議させていただき行政区にとってより良い形となるよう市といたしましても支援を行ってまい ります。	建設部 市民部	都市計画課 防災課 市民活動課
5	下町	2	【下町道路の雨水対策の要望】 牛久町2454ー6付近の道路に雨水がたまり、市の方で何度か舗装工事を行っていただきましたが、雨 水がたまる道路はいくらか低くなっており現在も歩行者がよけて通っている状態です。 ご近所の皆様からも何度も苦情をいただいております。 側溝工事を行うなど市で検討をお願いします。	現地の状況を雨の日に確認しましたところ、通行者が多く水溜まりの影響が大いことを確認させてい ただきました。側溝工事を行うには、流末や下流の整備計画を立てて進める必要があり時間を要するこ とから、水溜りの解消を目的として対策工事を実施させていただきます。	建設部	道路整備課

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(牛久小学校区)

NO.	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
6	刈谷	1	刈谷自治会館は非常時に備えて蓄電池を設置して、太陽光パネルから充電するシステムになっている。ただし現在の太陽光パネルは普通の民家に設置されている規模のもので十分とは言えないので、別紙にある通り規模を大きくして第一次避難所として緊急時に対応できるようにして欲しい。	大規模災害が発生し長期的な避難生活が必要となる場合は、基本的には第2次避難場所で生活することを想定しており、市では第2次避難所にガソリン式の発電機を整備すると共に協定により燃料を確保しております。停電時でも電力を供給できる太陽光パネルの有効性は認識しておりますが、現時点で第1次避難場所に設置をする予定はございません。	市民部	防災課
7	刈谷	2	運転免許を返納した高齢者から刈谷は駅までの交通機関が脆弱で住みづらいとの意見がある。刈谷地区は交通インフラが不足している。関東鉄道バスやかっぱ号があるが、土日・年末年始運休や、始発が遅く終バスが早い点が問題。タクシーも少ない。かっぱ号の通年運行と運行時間帯の拡大をお願いしたい。	今般、輸送需要の減少や運転士不足など多くの課題を抱える背景から、市内の路線バスとコミュニティバス「かっぱ号」の垣根を超えた路線網の見直しを行い、令和8年10月1日に市内バス路線のルートの変更等を伴うダイヤ改正を実施する予定です。 刈谷につきましては、関鉄路線バスとかっぱ号の重複路線解消のため、関鉄路線バスを廃止いたしますが、かっぱ号により、刈谷ルート(左回り)、刈谷ルート(右回り)、刈谷城中ルート(ルート変更)の3ルートの運行を予定しています。この改正により、かっぱ号として、土日の運行を含め運行本数の増便や運行時間を拡大し、さらに現行の左回りに加え、右回りの運行も行うことで、刈谷町にお住まいの方にとって、牛久駅への速達性が改善される見込みです。 また、かっぱ号の通年運行に関しましては、バス事業者の人材不足や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等から、平日・土日および祝日を除く、年末・年始(12/31～1/3)期間のみ運休とさせていただきます。	経営企画部	政策企画課
8	刈谷	3	法令改正により今後、原則、自転車は歩道を走れなくなった。自転車が安全に走れるように道路と歩道の面積の最適配分を研究してほしい。場所によっては街路樹も廃止して、道路にするのもありと思う。道路、歩道について今までの考え方にとらわれず新たな都市の道路について検討してほしい。	現状の道路構造では交差点部(右折レーンのある場所)で路肩の幅員が狭くなり自転車が通行することが危険であるとのことのご意見のとおり路肩が狭くなる箇所は危険な状況となります。今後の道路整備においては、実状を踏まえ調査研究を行い整備を進めるよう検討してまいります。	建設部	道路整備課
9	刈谷	4	地区内に開業医がなくなってしまうと年配者は遠くの病院に行かなくてはならず大変不便となる。市として医療機関と高齢者福祉の関係をどう考えているか聞かせて欲しい。	市民の皆さまが安心して暮らしていくためには、身近な地域で必要な医療を受けられる環境が重要であり、特に高齢者の方にとって、通院のしやすさは大きな課題であると認識しております。 地区内の開業医が減少し、遠方の医療機関への通院が必要となるなど、ご不便が生じている状況につきましては、市としても課題として受け止めております。 一方で、医療機関の開業や運営につきましては、市が直接的に関与することが難しい現状がございます。 今後も、地域の実情を踏まえながら、関係機関と連携し、高齢者の皆さまが安心して生活できる地域づくりに努めてまいります。	保健福祉部	健康づくり推進課
10	城中	1	【投票所開閉時刻の短縮について】 茨城県内において投票終了時刻が午後8時迄の市町村は牛久市のみです。 午後6時迄が38市町村、午後7時迄が5市町村。ちなみに茨城県は44市町村です。 期日前投票の浸透などから、終了時刻の繰り上げは全国的な動きとなっており、市町村選管が必要と判断すれば、終了時刻は最大4時間まで繰り上げることができるとの事です。 さて、選挙になれば選管より、立会人推薦の書状が届きますが行政区として立会人を確保するのは厳しく、役員を順番に推薦しているのが実情です。 他市町村なみに、午後6時迄の終了時刻にして、立会人の拘束時間を短縮して頂きたい。 2026. 2. 8現在(衆議院選挙)別紙① 出典 茨城県HP	投票所の立会人推薦につきまして、行政区の皆様には多大なるご協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。期日投票所の閉鎖時刻につきましては、選挙管理委員会において、令和4年より衆院選を除く各選挙ごとに慎重に検討を重ねてまいりました。本年6月の会議において、今後の期日投票所の閉鎖時刻について慎重な議論を行い、ここ数年で期日前投票者が増加したこと、期日投票所において、過去においては午後6時から午後8時までの投票者は一定程度おられましたところ、前回の選挙では期日投票者の約9割が午後6時までに投票を済ませている現状を踏まえ、次回の選挙から期日投票所の閉鎖時刻を午後6時とする方針を決定いたしました。期日前投票所においては、公職選挙法の規定により1箇所は午後8時まで開設する必要があるため、地域差が生じないよう4か所全て午後8時までとしております。今後、投票時間の変更については、広報紙やウェブサイトなど様々な方法で周知し、適正な選挙執行に努めてまいります。	総務部	総務課

令和8年度タウンミーティング意見・回答一覧(牛久小学校区)

NO.	行政区名	意見 番号	意見の概要	意見に対する回答・対応内容	担当部	担当課
11	城中	2	【道路のカラー舗装化】 牛久市牛久町の交差点(久保田精肉店前)は前年度カラー舗装工事をされましたが、前年度ご提案しました城中町根古屋地区の国道6号交差点(モロオカ)のカラー舗装工事をお願いしたい。	国道6号のカラー舗装につきましては、昨年度もご意見をいただき、国土交通省常陸河川国道事務所に要望をさせていただきました。国土交通省に確認しましたところ、実際の事故件数等を考慮することもあり昨年度は実施に至りませんでした。今年度におきましても、6月18日に再度の要望をさせていただきました。	建設部	道路整備課
12	牛久駅西 ニュータ ウン	1	【牛久市役所入口交差点について】 国道6号牛久市役所入口交差点に南方向から右折にて市役所方面に入るところ、右折レーンが短く、かつ右折信号もないことから右折待ちが滞留する。 該当箇所について「右折矢印信号の設置」「交差点南側の右折レーンの確保」等していただき、右折車が滞留しないようにしていただきたい。	当該交差点につきましては、右折レーン設置と信号機の右折矢印設置で所管する行政機関が異なっております。 右折レーンについては、国道6号を所管する国土交通省に確認をしましたところ、右折レーンを設置する幅員がないため現状の形となっており、現状の道路用地内での整備は難しいとの事でしたが、右折待ちの滞留状況を鑑み、6月18日に国土交通省常陸河川国道事務所に右折レーンの確保の要望をさせていただきました。 信号機については、右折矢印設置の可否について信号機を所管する牛久警察署に問い合わせたところ、設置のためには右折待ちの車両が滞留できるだけの車道幅員が必要であり、車幅の広い大型貨物車が多く通行する当該箇所においては十分な幅員を確保できているとは言えず、右折矢印の設置は難しいとの回答をいただきました。	市民部 建設部	地域安全課 道路整備課
13	牛久駅西 ニュータ ウン	2	【行政区揭示板について】 行政区内の揭示板が自治会館(区民会館)にしかない。当行政区は区民会館が行政区の外側にあるため揭示板を有効活用できていない。 行政区内の中間あたり(添付地図参照)への揭示板(扉付き希望)の設置を要望する。	現在の市の対応といたしましては、集会所を新築した場合に限り、集会所敷地内に1か所のみ設置しております。 その他の揭示板の設置につきましては、各行政区において設置をお願いしております。 なお、設置費用につきましては、行政区運営費補助金を活用して対応することも可能ですので、揭示板の設置についてご検討くださいますようお願いいたします。	市民部	市民活動課